

**答申第110号**  
(諮問第130号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

大分県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和元年9月30日付けで行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和元年9月9日付けで、実施機関に対して、「令和元年7月23日に懲戒免職が決定した事案の処分の理由、処分理由の発覚の経緯についてわかる文書」を内容とする公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、「令和元年7月23日付け免職処分に係る処分事由説明書」ほか17件の公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例第7条第1号及び第5号に該当するとして一部公開決定（以下「本件一部公開決定」という。）を行い、令和元年9月30日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件一部公開決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和元年12月25日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

一部公開決定を取り消し、みだらな行為の期間及び場所、教諭の反省内容並びに被害生徒の保護者の言動について公開するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

公開を求めた事項は既に記者会見で明らかにされ、新聞、テレビ報道で公に

されている情報であって、非公開とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。

#### **第4 実施機関の弁明の要旨**

本件審査請求に対する実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

##### **1 本件対象公文書について**

本件公開請求の対象となる公文書は、処分事由説明書、聴取記録、顛末書、学校からの報告書、教育委員会資料等である。

##### **2 本件対象公文書の非公開情報について**

本件対象公文書には以下の非公開情報が含まれる。

(1) 条例第7条第1号に該当するもの（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。なお、本件は、教諭が生徒に対しみだらな行為を行ったという事案であり、教諭の職務との関連性はないため、条例第7条第1号ハ（公務員職務遂行情報）は適用されず、当該教諭の個人情報もこれに含まれる。

- ・被処分者の氏名、所属
- ・当該教諭の氏名、生年月日、年齢、担当科目、担当クラス、担当部活動、経歴、採用年度、勤務年数、家族構成、被害生徒との関係
- ・被聴取者の氏名、生年月日、年齢、印影、所属、被害生徒との関係
- ・顛末書作成者の氏名
- ・学年主任の氏名
- ・学校名
- ・校長、教頭の氏名、所属
- ・聴取日時
- ・みだらな行為の期間、日付、場所
- ・女子生徒（被害生徒）の氏名、住所、学年学科、生年月日、家族構成
- ・被害生徒の保護者の職業
- ・面談の相手方の氏名、職業
- ・被害生徒の保護者との面談等の日付、場所
- ・スクールセクハラに係る過去の処分例のうち、学校名、年齢

(2) 条例第7条第1号に該当するもの（特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの）

- ・被処分者の行動
- ・当該教諭の言動、行動、処分内容
- ・被聴取者の言動、反省内容、心情

- ・顛末書作成者の言動
  - ・女子生徒（被害生徒）の生い立ち、言動、現在の状況
  - ・被害生徒に対する評価
  - ・被害生徒の保護者の言動
  - ・面談の相手方の発言
  - ・スクールセクハラに係る過去の処分例のうち、非違行為の内容
- (3) 条例第7条第5号に該当するもの（人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの）
- ・被聴取者の氏名、生年月日、年齢、印影、所属、言動、反省内容、心情
  - ・顛末書作成者の氏名、印影、言動
  - ・過去の処分の対象者数及び内容
- (4) 条例第7条第5号に該当するもの（学校運営に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの）
- ・校長の発言
  - ・被害生徒の保護者の言動
  - ・面談の相手方の発言
  - ・被害生徒及び保護者に対する学校の対応
  - ・被害生徒の保護者への対応方針

### 3 非公開情報該当性の判断について

審査請求人は、非公開情報のうち、みだらな行為の期間及び場所、教諭の反省内容並びに被害生徒の保護者の言動については、既に記者会見で明らかにされ、新聞、テレビ報道で公にされている情報であって、非公開にする理由はないと主張する。

しかし、実施機関が行った記者会見で発表した内容及び新聞、テレビ報道で公にされている情報は本件事案に係る事実の一部又は概要であるところ、本件対象公文書にはより詳細な事実関係が記載されている。したがって、審査請求人が主張する既に公にされている情報には当たらないので、非公開と判断した。

以上のとおり、本件対象公文書に記載された情報で本件一部公開決定において非公開としたものは、いずれも条例第7条第1号及び第5号の非公開情報に該当するものであるため、本件一部公開決定は適法である。

## 第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

### 1 みだらな行為の期間について

実施機関が記者会見で明らかにした男性教諭によるみだらな行為が終わった時



した処分事由説明書、被処分教諭等の聴取記録及び被処分教諭が作成した顛末書等である。

## 2 実施機関が非公開とした情報について

実施機関が本件一部公開決定において非公開とした情報（以下「本件非公開情報」という。）については、第4の2項のとおりである。

審査請求人は、本件非公開情報のうちみだらな行為の期間（終期）及び場所、教諭の反省内容並びに被害生徒の保護者の言動について公開を求めているところ、実施機関は、これらのすべてが条例第7条第1号に該当するとして、また、教諭の反省内容及び被害生徒の保護者の言動が同条第5号にも該当するとして非公開としている。なお、みだらな行為の期間に関して、始期は公開しており、終期に関する部分が非公開とされている。

## 3 条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることを定めている。

また、同号ただし書では、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書イ）は非公開情報から除かれている。この規定は、一般に公にされている情報については、個人のプライバシーを侵害する可能性のある情報であっても、受忍限度の範囲内にとどまると考えられることから、例外的に公開する旨定めたものである。

(2) みだらな行為の期間及び場所、教諭の反省内容並びに被害生徒の保護者の言動に関しては、本件の事実関係が極めて機微な内容という点を踏まえると、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第7条第1号本文に該当するものと判断される。

審査請求人は、みだらな行為の期間及び場所、教諭の反省内容並びに被害生徒の保護者の言動については既に記者会見で明らかにされ、新聞やテレビ報道で公にされている情報であって、非公開とする理由はないと主張していることから、これらが条例第7条第1号ただし書イで規定する、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するかどうかの検討を行った。

(3) 記者会見で明らかにされた内容について

本件に係る記者会見で配付された記者発表資料（以下「本件記者発表資料」という。）の記載内容を確認したところ、みだらな行為の始期及び場所については記載がある一方で、みだらな行為の終期、教諭の反省内容及び被害生徒の

保護者の言動については記載がなかった。しかし、これらについては新聞報道等がなされていたことから、実施機関に確認したところ、これらは記者会見の際に記者とのやり取りの中で言及したものであることであった。

(4) 記者発表資料に記載された情報について

本件記者発表資料ではみだらな行為の場所について「〇〇〇等」と記載されている。

一般的に、記者発表資料は県民等に知らせる必要があるものとして報道機関に提供されるものであり、通常は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると言える。

本件記者発表資料は、懲戒処分の内容を明らかにするために、個人識別性を排除したうえで記者発表資料として実施機関が取りまとめたものである。実施機関は、記者が懲戒処分に関する記事をまとめる際に、時期や場所等の基本情報が必要であることを踏まえ、生徒の特定や学校運営上で支障がない範囲において、記者向けに限って情報提供を行ったとしている。

ここで、本件対象公文書に記された場所に関する情報と本件記者発表資料に記載された場所に関する情報の関係性を検討してみると、本件記者発表資料に記載された情報は、実施機関が懲戒処分の決定に用いられた本件対象公文書の記録を基にしつつも、みだらな行為が行われた場所に関する一部の情報を対象公文書中から抽出し、それを含んだ形で加工し作成したものである。この情報は、記者が本件事案の内容を理解できるための必要最低限のものとして加工が施され抽象化されたものであることから、この情報とその基となった対象公文書に記載されている場所の情報を全く同一のものとして取り扱うことはできない。

よって、記者発表資料に記載された情報といわば同種の情報であるからといって、直ちに対象公文書に記載された情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとまでは言えない。

さらに、審査会が本件対象公文書を見分したところ、みだらな行為が行われた場所を公開した場合、既に公開されている他の情報と組み合わせることによって、個人の権利利益を著しく侵害するおそれがあると判断された。

したがって、通常では対象公文書中に記者発表資料などの報道提供情報と同種の情報が記載されていた場合は公開しても支障がないと考えられるが、本件においては、上記の理由から、また、個人のプライバシーを最大限に尊重する条例の趣旨を踏まえ、対象公文書に記載されたみだらな行為の場所に関する情報を実施機関が非公開としたことは妥当である。

(5) 訴訟記録内に記載がある情報について

審査請求人は、みだらな行為の場所が民事訴訟の訴状に記載されており、訴訟記録は何人も閲覧の請求ができることから、みだらな行為の場所は「公の事実」に該当すると主張する。

民事訴訟に関する記録の閲覧等について規定する民事訴訟法第91条及び第92条によれば、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求するこ

とができ、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

しかし一方、訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること、又は、訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密が記載され、又は記録されていることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当事者に限ることができるとされている。

また、訴訟記録の閲覧手続の細則を定めた「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」（平成9年8月20日総三第97号最高裁判所総務局長通達）によれば、閲覧等の申請においては、その訴訟番号及び当事者氏名によって閲覧を希望する訴訟記録を特定した上で、申請人資格、閲覧等の目的を記入させることが規定されている。そのため裁判所書記官は、訴訟記録が特定されない場合はもちろん、申請人資格、閲覧等の目的から判断して、明らかに閲覧請求権の濫用と認められる場合にも、閲覧を拒否することができることと解されている。

このような諸規定からすれば、訴訟記録は、あらゆる場面において閲覧が可能となっているものとはいえず、「公の事実」に該当するとは判断できない。

#### (6) 報道機関対応において提供された情報について

みだらな行為の終期、教諭の反省内容及び被害生徒の保護者の言動は、本件記者発表資料に記載されていない情報であり、本件記者発表資料の理解の便宜のために、あるいは報道機関からの求めに応じて一時的に伝えられた情報である。これらの情報は、本件の事実関係が極めて機微な内容であることやこれらの情報とその基となった対象公文書に記載されている情報を全く同一のものとして取り扱うことはできないことを考え合わせると、一般的に公表されるものとは認められないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えない。

以上のことから、本件記者発表資料や報道機関対応において実施機関が提供したみだらな行為の期間及び場所、教諭の反省内容及び被害生徒の保護者の言動の情報は、条例第7条第1号ただし書イには該当せず、実施機関が同号本文により非公開としたことは妥当である。

## 4 条例第7条第5号該当性について

3項において、本件非公開情報のうち、教諭の反省内容及び被害生徒の保護者の言動は条例第7条第1号本文該当性が認められることから、同条第5号該当性

に関する検討を要しない。

## 5 結論

以上のことから、実施機関が本件対象公文書について一部公開決定を行ったことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 4月15日	諮 問
令和2年 5月27日	事案審議（令和2年度第1回審査会）
令和2年 6月24日	事案審議（令和2年度第2回審査会）
令和2年 9月30日	事案審議（令和2年度第5回審査会）
令和2年10月28日	事案審議（令和2年度第6回審査会）
令和2年11月25日	答申決定（令和2年度第7回審査会）

## 大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
森 竹 嗣 夫	大分県商工会議所連合会専務理事	R2.6.30退任
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	R2.7.1就任
松 尾 和 行	大分合同新聞社特別顧問	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	